

会議記録

会議名称	北本市第四期障害福祉計画策定委員会（第4回）	
開会及び 閉会日時	平成27年3月25日（水） 午後2時00分（開会）～午後4時00分（閉会）	
開催場所	北本市役所 会議室3-F	
議長氏名	新井保好会長	
出席 委員 氏名	新井保好会長、平尾良雄副会長、赤沼幹江委員、田島和生委員、長島幸枝委員、加藤昭夫委員、坂本輝之委員、佐川まこと委員、鈴木洋行委員、須藤貴子委員、唐住尚司委員、加藤功委員	
欠席 委員 氏名	なし	
説明者の 職氏名	保健福祉部障がい者福祉課相談支援担当主幹 渡久山英子 保健福祉部障がい者福祉課相談支援担当主査 山本真哉	
事務局職 員職氏名	保健福祉部障がい者福祉課長 江口 誠 保健福祉部障がい者福祉課障がい者給付担当主幹 藤浪和也 保健福祉部障がい者福祉課相談支援担当主幹 渡久山英子 保健福祉部障がい者福祉課相談支援担当主査 山本真哉	
会議 次第	1 開会 2 あいさつ（新井保好会長） 3 議事 (1) パブリック・コメントの結果について (2) 北本市第四期障害福祉計画について (3) その他 4 副会長あいさつ 5 閉会	
配布資料	<p>【事前配布】</p> 1 北本市第四期障害福祉計画（案） 2 北本市第四期障害福祉計画アンケート調査報告書（案） <p>【当日配布】</p> 1 北本市第四期障害福祉計画策定委員会設置規程 2 北本市第四期障害福祉計画策定幹事会設置規程 3 北本市第四期障害福祉計画 策定経過 4 パブリック・コメントの結果について 5 北本市第四期障害福祉計画策定委員会（第3回）会議記録	

発言者	発言内容・決定事項
	<p>1 開会（江口障がい者福祉課長）</p> <p>2 あいさつ（新井保好会長）</p> <p>3 議事 (1) パブリック・コメントの結果について</p>
事務局	(資料に沿って説明)
新井会長	パブリック・コメントは4名で17件ということだが、個人で4名か。それとも団体も含まれているのか。
事務局	個人が3件、団体が1件である。
新井会長	パブリック・コメントの内容と回答について説明があったが、この回答について意見はあるか。P10のパブリック・コメントの回答で、(2)はP7とあるが、ここはP5ではないだろうか。
事務局	はい。P5である。
加藤(昭)委員	私は初めて聞くのだが、高次脳機能障がいとはどのような障がいなのか。
事務局	例えば交通事故などで脳に障がいがおき、記憶の障がいなど生活に支障が出てくるもの。外見ではわかりにくい障がいである。
平尾副会長	今おっしゃったように、元々は交通事故などによる障がいであるが、認知症高齢者もそう言われている。記憶障がいや失認・失行など普通の生活をするのに脳が行動を考えて実行するが、その行動ができなくなるような障がいである。今の質問はP53の2のことろだろうか。
加藤(昭)委員	そうである。

発言者	発言内容・決定事項
平尾副会長	<p>今言ったように、認知症や精神医学の教科書で使われている言葉である。記憶に障がいが起きたり、今自分がどこにいるのか、今の季節がいつなのか分からなくなったり、服の着方が分からないなどが高次脳機能障がいである。(パブリック・コメントの)2番目について。私が医療の分野で日々困ることは、脳卒中などで身体障がいになった人が障害者手帳の申請をしたいという時に、高齢の人の場合、身体障がいにならないのかということをいつも聞かれることである。実際、亡くなる前に動けなくなる人は多いが、状況が変わっていってそうなる場合は身体障がいとは言わない。障がいが確定した時にそういう事で、患者から言われることがある。そういう時は行政に聞いて欲しいと言っている。この団体のコメントについては個別には言わないとしているが、個別に聞かれた場合はどうなるのか。若年性認知症の方や脳卒中の後遺症による高次脳障がいの方は身体障がい者としての申請をして、それを受けるのだろうか。もしくは認知症の場合、精神障がいになるのか。</p>
事務局	<p>身体障がいだと色々な障がいがあるが、認知症や脳卒中は何に該当するか非常に難しい。精神障害者保健福祉手帳になる場合もある。市としては医師の診断書をもって手帳の申請になるので、どれに該当するかは医師の判断を尊重している。</p>
新井会長	<p>脳卒中などで半身不随になり、医療機関で治療が終わってリハビリもし、診断が固まった場合には身体障害者手帳を持っている人はたくさんいるのだろうか。</p>
事務局	<p>脳卒中などでは医師の診断で身体障害者手帳の肢体不自由、高次脳障がいなら精神障害者保健福祉手帳になる場合が多い。</p>
新井会長	<p>40歳から64歳までの人でも、介護保険の特定疾病に該当すると、介護保険が適用になる。</p>
平尾副会長	<p>2番目のパブリック・コメントについては、答えはこれで大丈夫だが、個々についてはきちんと判断しているということでよろしいか。</p>
事務局	<p>事務局からの提案だが、高次脳機能障がいと発達障がいについては解説をつけたほうがいいと思う。P2の下に用語の解説を入れることにする。</p>

発言者	発言内容・決定事項
新井会長	用語の説明はなかったか。基本計画の方にはあった。用語の説明は入れたほうが親切だと思う。パブリック・コメントの回答については事務局の案で提出してよろしいか。
佐川委員	4番目のパブリック・コメントについて。私も何度もこの会議で申し上げたことだが、身体・知的・精神の3障がいはそれぞれ個別の違いがあるが、精神の場合は本人の病識も含めて理解が非常に困難で、医療にかかること自体が難しいということが各種のデータから明らかになっている。国の認識も年々高まっており、アウトリーチという形で事業も取り組まれている。市として何かできないかと考えると現実の問題としては厳しいと思う。先ほど自立支援協議会の話が出たが、自立支援協議会の本来の趣旨は福祉計画全体の策定に意見を述べて実施する機関だと思う。そこに作れと話を持っていくのも一つの方法だと思う。自立支援協議会で定期的な協議の調整で行うということだが、市として自立支援協議会で説明することはあるのだろうか。パブリック・コメントに対して「自立支援協議会で協議する」と公式な場で述べるのであれば、きちんとされることが担保になると思う。各種のデータを見ると3障がいの中で約1割がひきこもり状態になっている。アンケートを取る意味は今起きている問題と対峙するためなので、今すぐ解決する訳でないにしても、今後どうやって協議の場を持っていくのか、市として考えていかないと問題は解決しないと思う。
新井会長	今の佐川委員の御意見について、それをどのようにしたら対応できるか、お考えをお持ちだろうか。行政でやるというのではなく、ひきこもりなどを無くすにはどんな対応をしたらよいかお考えか。
佐川委員	それを今ここで答えるのは簡単な話ではない。難しいので論議をしなくてはいけない。アンケートや計画策定の中で十分討論できなかつたものについては、検討委員会などの場を設けるなどしていくべきだと思う。
新井会長	保健所では精神障がいの対応をする専門の部署はないのか。自立支援協議会には保健所も入っているが、保健所ではひきこもりの対応する部署は設けていないのだろうか。

発言者	発言内容・決定事項
佐川委員	<p>窓口としては保健所になり、相談にも応じているが、例えば鴻巣市などを見ても担当の方はいるが、アウトリーチというような制度化された対応はしていないと思う。話を聞いて、今ある機関の中でどういうところに相談したらいいかを振り分ける対応だと聞いている。</p>
新井会長	<p>民生委員時代にそういうケースに当たったことがあるが、精神障がいの方の対応は難しい。</p>
事務局	<p>身近な場所でそのような問題を協議できる場として自立支援協議会を北本市と鴻巣市で共同設置しているが、その中で精神障がい者部会というのがある。今年度は精神障がい者部会が実行委員会を作り、中心になってフォーラムを開催した。先ほど言った保健所や事業者、当事者に集まっていただき議論を深めたいと思う。</p>
新井会長	<p>自立支援協議会については知っているが、いわゆる「ひきこもり」の御家族が市に相談に行くと保健所へ行けと言われ、保健所に行くとまた別の場所に行けというように回しているケースが出てきてはいないだろうか。</p>
事務局	<p>具体的な事例は分からぬが、多分そのような問題はあると思う。そういう事もまず自立支援協議会の中で議論を深めていかなければならぬと思う。</p>
佐川委員	<p>自立支援協議会で話し合うことは、もちろんやらなければならぬと思う。今、福祉計画策定委員会の場で論議するべきは、今後3年間で北本市の障がい者の様々な問題で何をやるかというプランを作ることである。自立支援協議会の中で話し合ってくださいというのも一つだが、少なくともアンケート調査での結果について、引きこもりの方に対しての検討をすべき位の文言を入れたい。計画の中でもきちんと考え方を謳ってもよいのでは。</p>
田島委員	<p>先程の平尾副会長の話のように、高齢者で健康長寿でない人が30%くらいである。認知症など脳に障がいがある人が、申請と一緒に介護保険から障がい者に移行できるようにとの話があったが、例えば寝たきりで障がい者と認めている場合でも介護保険を使えるか。要介護4や5の人は寝たきりで動けないのであれば、障がい者だと思う。</p>

発言者	発言内容・決定事項
平尾副会長	65歳以上や寝たきりの状態であれば、病気が何であれ介護保険は使える。障がい者というのは、その症状が固定した状況ということである。
田島委員	第三期の計画の時にも話したが、精神障がい者は、どこで認めのかということがあった。高齢者になり、認知症になったら皆精神障がいにあたるのではないか。ここで「記載しません」と言つてしまったら、この会議で何も検討していなかったことにならないだろうか。他の自治体で問題なかったからと言うが、もう少し気の利いた言葉はないだろうか。
平尾副会長	まず、田島委員の意見について。確かに脳卒中の後遺症の方や認知症の高齢者で高次脳機能障がいの方がいらっしゃるが、それがこの障害福祉計画とどう関係があるのかということが我々委員もよく分かっていない。市の方はそれが分かっているから、逆に何も言わないのだと思ってしまう。高次脳機能障がいや発達障がいを持っている人が障害福祉計画とどう関係があるのか、一般の人にも分かりやすいように説明をしてもらえたらいよいと思う。市の意見を聞きたい。それから、佐川委員の意見について、私も第1回目の委員会から同様のことを言わせていただいた。障がい者として明らかになっている人はいいが、今ひきこもりと言われている人は御家族も悩んでいて、言い方は悪いが日の目を見ていなければ障がい者にもなっていない。その人たちに対して何らかのアプローチをしたらいいのではないか。例えば相談支援事業の中に、支援をしますなどの1行を入れるなどしたらどうか。私のところにもひきこもりの相談があり、時間があれば家まで行く。本当に障がいがある人は、入ろうとしても入れさせてくれないし、物を投げられたりする。それで物があたって怪我でもすれば問題が明るみに出るが。そういう方がいるということの把握に努めるとか、相談にのるとかを入れられたらいいと思う。
佐川委員	「記載しません」という言葉を変えないといけない。
新井会長	P14のひきこもりの人たちを実際のサービスに結び付けるまでの対応について、どこかに入らないだろうか。相談事業の中に一部入れられるだろうか。
事務局	ひきこもりの件についてはP55の相談支援事業の中に加えることにする。自立支援協議会の活用というところにも入っているが、それとは別のはうがいいと思う。自立支援協議会にこだわらず、一般相談に入れたほうが突破口になると思う。

発言者	発言内容・決定事項
新井会長	それでは、地域生活支援事業の中に入れることにする。
須藤委員	精神障がいだけではなく、発達障がいの中にもアスペルガーなどで社会になじめずひきこもりになる人もいる。精神障がいだけに限定しないほうがよい。
新井会長	相談支援事業の一番上の○に「障がい者やその家族からの相談に応じるため…」という文がある。発達障がいやひきこもりを併せて考えることを加えたらどうだろうか。この箇所で対応できると思う。検討していただきたい。パブリック・コメントの件については以上でよいか。また、「記載しない」の表現については表現をやわらかくするということでよろしいか。
田島委員	障がい者と介護保険の線引きが問題になっている。他の自治体では問題ないからと言い切りではなくて、北本市としての姿勢を示したほうがいい。
新井会長	それでは、パブリック・コメントについての審議は以上とする。
	(2) 北本市第四期障害福祉計画について
事務局	(資料に沿って説明)
新井会長	計画書のP6、「障害者の『害』の字を『がい』と表記することについて」。市の指針の全文を入れると長くなるので要約して入れるという意見が幹事会で出たとのことだが、それでよろしいか。
各委員	(異議なし)
新井会長	P8の障がい福祉サービス事業所で全施設を網羅することについて、よろしいだろうか。
各委員	(異議なし)
新井会長	P22、3行目の圏域という用語について、説明を追記する件について、よろしいだろうか。
各委員	(異議なし)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(3) その他
事務局	計画書、アンケート調査報告書、ならびに第3回策定委員会の議事録について御確認いただきたい。
新井会長	それでは、各委員から最後に一言ずつご感想をお願いする。
赤沼委員	1回目は何も分からず参加させていただいたが、民生委員会長会で発表するために、毎回内容をまとめ復習した。4回参加させていただいたので、大変勉強になった。ありがとうございます。
田島委員	勉強させていただいた。ありがとうございます。
鈴木委員	私も勉強になりました。お世話になりました。
長島委員	私は子供が知的障がいがあり、福祉を受けさせてもらう立場である。今回は相談支援事業がとても大切だと思った。障がい者福祉課の方達との関係を大事にしたいと思うし、障がい者が済みやすい地域になることは、どんな人にとっても住みやすい地域ということなので、地域の相談支援事業を大事にしていきたいと思う。
加藤(昭)委員	障がい者の団体を創立してから50年が経つが、障がい者の計画を作るようになってから、ようやく福祉というものが皆に知られるようになってきたと思う。私たちが団体に入った頃は、ただ障がい者を集めて何かをやろうという事くらいしか考えていなかった。今日も障がいについて新しい事を勉強させていただいた。ありがとうございます。
坂本委員	聴覚障がい者団体の代表として参加させていただいた。様々な障がいがあり、その人たちがそれぞれ何を求めているかが違うと思う。ほとんど（の障がいで）外出のサービスが必要という意見が多くったと思う。それだけでなく、聴覚障がい者が何を求めているかをご理解いただけたらと思う。今、もし手話通訳がいなかつたら、話をすることもできないし、意見を言うこともできない。公平になるためには、手話通訳いることが当たり前になるということだとご理解いただきたいと思う。障がいも様々なので、皆さんと同じように目的を持って社会づくりをしていきたいと思う。ありがとうございました。

発言者	発言内容・決定事項
唐住委員	<p>知らない事も多くあったが、委員会に参加できて大変勉強になった。ここに参加した時は呼吸器をつけていなかったが、呼吸器をつける状態にまでなってしまった。こういう身体になり、今回様々な福祉サービスを受けた。コミュニケーションのための機械や移動のための介護タクシーのサービスも使えるということが分かった。利用者が聞かない限りは知り得ないことが多いという印象です。こうやって参加できて自信がついた。ありがとうございます。</p>
佐川委員	<p>初めて参加させていただき、分からぬ事も多く理解できないこともあったが、ありがとうございました。事務局も苦労されたと思う。障がい者の当事者の家族として毎日生活する中では、障がい者に対する支援や対応はまだ弱いと思っている。それを一つ一つ話し合いを通じて進めていきたいと思う。ハードルは高いが、一つ一つ実現していきたい。当事者の意見を現場から発していきたいと思う。ありがとうございました。</p>
須藤委員	<p>私も子供が障がい者である。福祉サービスがあることによって生活が回り、家族も地域生活がでて本人も豊かな生活が送れると思う。大事な計画に携わらせていただき、ありがとうございました。</p>
新井会長	<p>会長として微力ではあったが、皆様の御協力により、何とか計画が形になった。ありがとうございます。1回目の委員会の時に、計画書に数値目標を入れるが、絵に描いた餅にならないようにという話をした。様々な制約があり、行政も大変だと思うが、数値目標についても皆さんで議論して、無理な数字を載せていいつもありである。事務局に努力していただき、この3年間でぜひ達成できるように努力していただきたいと思う。委員の皆様、ありがとうございました。</p>
新井会長	<p>委員会での色々な議論、ありがとうございます。それぞれの立場から言いたい事が沢山あっただろうと思う。皆さん抑えてご発言いただいたのもよく分かるので、もっと言いたいことを言える場所を作っていくのも会議を通じて大事だと思った。事務局の方が努力をされているのもよく分かった。我々は障がいを持ちたくて持った訳ではなく、誰が障がいを持つかも分からぬ。障がいを持っても同じまちで一緒に暮らす訳だから、皆で議論できるというのは非常に良いことだと思う。市民の方が委員になれる委員会はすばらしいと思う。ありがとうございました。</p>

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
平尾副会長	<p>4 副会長あいさつ</p> <p>委員の皆様には昨年の9月から7か月間にわたり御協力いただきありがとうございました。タイトなスケジュールではありましたが、皆様のおかげで第四期の障害福祉計画を策定することができました。本市の障害福祉サービスにあっては、特に日中活動系サービスや居住系サービスに課題を抱えている状況です。しかしながら、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、市として引き続きサービスの充実に努めていきたいと思います。なかなか行政だけでは限界があるので、委員の皆様には本市の障がい福祉にご理解をいただくとともに、お力添えをいただきたいと思います。</p> <p>5 閉会</p>